

利府町企業立地促進基準

(趣旨)

第1 この基準は、利府町企業立地促進要綱(平成20年利府町告示第50号。以下「告示」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 告示第2条第1号の規定による事業は、日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)に掲げる産業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 大分類Eの製造業
- (2) 大分類Gの情報通信業
- (3) 大分類Hの運輸業、郵便業の中分類道路貨物運送業、倉庫業及び運輸に附帯するサービス業(こん包業に限る。)
- (4) 大分類Lの学術研究、専門・技術サービス業の中分類学術・開発研究機関
- (5) 大分類Rのサービス業(他に分類されないもの)の中分類自動車整備業並びに中分類機械等修理業のうち機械修理業
- (6) その他告示第1条に規定する目的達成のため町長が必要と認めるもの

2 前項の規定に係らず、当該産業が公序良俗に反すると認める場合は、この限りでない。

(指定の申請)

第3 告示第6条第1項の規定による指定の申請は、指定企業者申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、事業開始日の30日前までに町長に申請するものとする。

- (1) 法人の登記事項証明書(個人事業者の場合は住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書)
- (2) 定款、事業案内書等の企業者の概要を示すもの
- (3) 事業報告書、財務諸表、確定申告書の写し等企業者の財務状況を示すもの
- (4) 事業計画書
- (5) 事業所の位置図、施設(緑地を含む。)の配置図、施設の設計図及び設備の配置図
- (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証の写し
- (7) 取得費が明らかとなる書類(見積書、契約書及び領収書等の写し)

(8) 町税を滞納していないことを確認できるもの

(9) その他町長が必要と認めるもの

(指定の通知)

第4 告示第6条第4項の規定による指定の通知は、指定企業者決定通知書(様式第2号)又は指定企業者不承認決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(指定申請の変更の届出)

第5 告示第6条第5項の規定による変更の届出は、指定企業者申請変更届出書(様式第4号)に関係書類を添えて、変更後、速やかに行うものとする。

(指定の取消し)

第6 告示第7条の規定による指定の取消しは、指定企業者取消通知書(様式第5号)により行うものとする。

(奨励金等の返還命令)

第7 告示第7条の規定による奨励金の返還は、奨励金返還命令書(様式第6号)により行うものとする。

(事業開始の届出)

第8 指定企業者は、当該指定申請に係る事業所の事業を開始したときは、速やかに事業開始届出書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の規定による検査済証の写し

(2) 常用雇用者の名簿

(3) その他町長が必要と認めるもの

(交付の申請)

第9 告示第8条第1項の規定による奨励金の交付の申請は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める申請書に別表に定める関係書類を添えて、同表に定める申請期間内に行うものとする。

(1) 企業立地奨励金 企業立地奨励金交付申請書(様式第8号)

(2) 雇用促進奨励金 雇用促進奨励金交付申請書(様式第9号)

(交付の決定の通知)

第10 告示第8条第2項の規定による決定の通知は、奨励金交付決定通知書(様式第10号)又は奨励金不交付決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(交付申請の変更の届出)

第11 告示第8条第3項の規定による変更の届出は、奨励金交付申請変更届出書(様式第12号)に関係書類を添えて、変更後速やかに行うものとする。

2 町長は、前項の変更届出書を受理した場合において、必要があると認めるときは、当該指定企業者に対して、前条の規定による交付の決定の取消し又は変更を命ずることができる。

(承継の届出)

第12 告示第9条第2項の規定による届出は、指定企業者承継届出書(様式第13号)に関係書類を添えて、承継後速やかに行うものとする。

(廃止等の届出)

第13 指定企業者は、事業を廃止し、又は休止したときは、速やかに事業廃止・休止届出書(様式第14号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第14 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

別表(第9関係)

奨励金等名	関係書類	申請期間
<p>企業立地奨励金</p>	<p>投下固定資産に係る支払を明らかにするもの 投下固定資産に係る登記事項証明書(取得した場合に限る。) 投下固定資産に係る固定資産税及び固定資産台帳の写し 町税を滞納していないことを確認できるもの その他町長が必要と認めるもの</p>	<p>固定資産税を課せられた年度の翌年度の4月1日から2箇月以内</p>
<p>雇用促進奨励金</p>	<p>新規常用雇用者の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書 雇用保険資格取得確認通知書、雇用年金資格取得確認通知書等常用雇用者であることを確認できるもの 新規常用雇用者を採用から引き続き1年以上雇用していたことを確認できるもの その他町長が必要と認めるもの</p>	<p>事業開始後1年を経過し、かつ、交付要件を満たした日から起算して2箇月以内</p>

年 月 日

利府町長 へ

申請者 住所

(法人にあつては主な事業所の所在地)

氏名 印

(法人にあつてはその名称及び代表者名)

指定企業者申請書

利府町企業立地促進要綱第 6 条第 1 項に規定する指定企業者の指定を受けたいので、利府町企業立地促進基準第 3 の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 立地の区分 | 新設・移設・増設 |
| 2 事業所の名称 | |
| 3 事業所の所在地 | |
| 4 業種 | |
| 5 事業の内容 | |
| 6 事業開始予定日 | 年 月 日 |
| 7 従業員数 | 男 人 女 人 計 人 |
| うち常用雇用者 | 男 人 女 人 計 人 |
| 8 取得費 | 円 |
| 投下固定資産額 | 円 |

関係書類

- (1) 法人の登記事項証明書(個人事業者の場合は住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書)
- (2) 定款、事業案内書等の企業者の概要を示すもの
- (3) 事業報告書、財務諸表、確定申告書の写し等企業者の財務状況を示すもの
- (4) 事業計画書
- (5) 事業所の位置図、施設(緑地を含む。)の配置図、施設の設計図及び設備の配置図
- (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証の写し
- (7) **取得費**が明らかとなる書類(見積書、契約書及び領収書等の写し)
- (8) 町税を滞納していないことを確認できるもの
- (9) その他町長が必要と認めるもの

様式第1号一(4)

事業計画書

1 本社の概要

- (1) 名称
- (2) 代表者名
- (3) 所在地
- (4) 電話番号
- (5) 設立年月日 年 月 日
- (6) 資本金 円
- (7) 事業内容
- (8) 従業員数 男 人 女 人 計 人

2 事業所の概要

- (1) 立地の区分 新設・移設・増設
- (2) 事業所の名称
- (3) 事業所の所在地
- (4) 業種
- (5) 事業内容
- (6) 事業開始予定日 年 月 日
- (7) 従業員数 男 人 女 人 計 人
- ア うち常用雇用者 男 人 女 人 計 人
- イ アのうち新規常用雇用者 男 人 女 人 計 人
- ウ イのうち転入常用雇用者 男 人 女 人 計 人

(8) 取得費

① 土地	円
② 家屋	円
(① + ②)	円

(9) 投下固定資産額

地方税法第341条に規定する土地及び家屋のうち、町の固定資産課税台帳に登録された課税標準額

① 土地	円
② 家屋	円
(① + ②)	円

3 事業所建設の概要

(1) 敷地面積	m ²	
(2) 建築面積	m ² (建築延べ面積	m ²)
(3) 解体面積	m ² (解体延べ面積	m ²)
(4) 工事着工年月日	年	月 日
(5) 工事完了予定日	年	月 日
(6) 取得用地	有・無	
ア 取得内容		m ²
イ 取得価額		円
ウ 取得年月日	年	月 日

4 公害防止及び緑地化等環境保全計画

- (1) 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)等、その他の環境関連法令及びに宮城県公害防止条例(昭和 46 年宮城県条例第 12 号)に係る届出書等の内容
- (2) 公害防止施設(特定施設等)の内容及び対策
 - ア 大気汚染関係
 - イ 水質汚濁関係
 - ウ 騒音、振動関係
 - エ 悪臭関係
 - オ 地盤沈下関係
 - カ 産業廃棄物関係(発生量、種類及び処理方法)
- (3) 緑地化及び環境施設の設置の内容
配置図に記入

第 号

年 月 日

住所

氏名 あて

利府町長 印

指定企業者決定通知書

利府町企業立地促進要綱第 6 条第 1 項の規定により 年 月 日付けで申請のあった指定企業者の指定については、下記のとおり指定企業者に決定したので、同要綱第 6 条第 4 項の規定により通知します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 指定企業者名
- 4 立地の区分 新設・移設・増設
- 5 事業所の名称
- 6 事業所の所在地
- 7 業種
- 8 交付申請可能奨励金等 企業立地奨励金・雇用促進奨励金

様式第 3 号 (第 4 関係)

第 号

年 月 日

住所

氏名 　　あて

利府町長 印

指定企業者不承認決定通知書

利府町企業立地促進要綱第 6 条第 1 項の規定により 年 月
日付けで申請のあった指定企業者の指定については、下記の理由により
不承認と決定したので、同要綱第 6 条第 4 項の規定により通知します。

記

不承認の理由

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、利府町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

- 2 この処分については、この処分(この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、利府町を被告として(訴訟において利府町を代表する者は、利府町長となります。)、仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

利府町長 へ

届出人 住所

(法人にあつては主な事業所の所在地)

氏名 印

(法人にあつてはその名称及び代表者名)

指定企業者申請変更届出書

利府町企業立地促進要綱第 6 条第 5 項の規定により下記のとおり申請した内容を変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 変更年月日 年 月 日
- 6 変更内容
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 7 変更理由
- 8 関係書類

様式第 5 号(第 6 関係)

第 号

年 月 日

住所

氏名 　　あて

利府町長 印

指定企業者取消通知書

利府町企業立地促進要綱第 7 条の規定により、下記の理由で指定企業者の指定を取り消しますので、利府町企業立地促進基準第 6 の規定により通知します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 指定取消年月日 年 月 日
- 6 指定の取消しの理由

様式第 6 号(第 7 関係)

第 号

年 月 日

住所

氏名 　　あて

利府町長 印

奨励金返還命令書

利府町企業立地促進要綱第 8 条の規定により
の返還を命じますので、利府町企業立地促進基準第 7 の規定により通知
します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 返還を命じる奨励金 企業立地奨励金・雇用促進奨励金
- 6 奨励金交付額 円
- 7 返還額 円
- 8 返還期限 年 月 日
- 9 返還理由

年 月 日

利府町長

あて

届出人 住所

(法人にあつては主な事業所の所在地)

氏名

印

(法人にあつてはその名称及び代表者名)

事業開始届出書

指定企業者の指定を受けた新設、移設又は増設した事業所の事業を開始したので、利府町企業立地促進基準第8の規定により関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- | | | | | | | | |
|---------------|---|---|---|---|---|---|--|
| 1 指定番号 | 第 | 号 | | | | | |
| 2 指定年月日 | 年 | 月 | 日 | | | | |
| 3 事業所の名称 | | | | | | | |
| 4 事業所の所在地 | | | | | | | |
| 5 工事着工年月日 | 年 | 月 | 日 | | | | |
| 6 工事完了年月日 | 年 | 月 | 日 | | | | |
| 7 事業開始年月日 | 年 | 月 | 日 | | | | |
| 8 従業員数 | 男 | 人 | 女 | 人 | 計 | 人 | |
| ア うち常用雇用者 | 男 | 人 | 女 | 人 | 計 | 人 | |
| イ アのうち新規常用雇用者 | 男 | 人 | 女 | 人 | 計 | 人 | |
| ウ イのうち転入常用雇用者 | 男 | 人 | 女 | 人 | 計 | 人 | |

9 取得費	円
投下固定資産額	円

関係書類

- (1) 建築基準法第7条第5項の規定による確認検査済証の写し
- (2) 常用雇用者の名簿
- (3) その他町長が必要と認めるもの

年 月 日

利府町長

あて

申請者 住所

(法人にあつては主な事業所の所在地)

氏名

印

(法人にあつてはその名称及び代表者名)

企業立地奨励金交付申請書

利府町企業立地促進要綱第 3 条第 1 項第 1 号の企業立地奨励金の交付を受けたいので、同要綱第 8 条第 1 項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 奨励金交付申請額 円
- 6 事業開始年月日 年 月 日
- 7 従業員数 男 人 女 人 計 人
うち常用雇用者 男 人 女 人 計 人
- 8 取得費 円
投下固定資産額 円

関係書類

- (1) 投下固定資産額に係る支払を明らかにするもの
- (2) 投下固定資産に係る登記事項証明書(取得した場合に限る。)
- (3) 投下固定資産に係る固定資産税又は固定資産台帳の写し
- (4) 町税を滞納していないことを確認できるもの
- (5) その他町長が必要と認めるもの

年 月 日

利府町長

あて

申請者 住所

(法人にあつては主な事業所の所在地)

氏名

印

(法人にあつてはその名称及び代表者名)

雇用促進奨励金交付申請書

利府町企業立地促進要綱第 3 条第 1 項第 2 号の雇用促進奨励金の交付を受けたいので、同要綱第 8 条第 1 項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 奨励金交付申請額 円
- 6 事業開始年月日 年 月 日
- 7 奨励金対象常用雇用者

新規常用雇用者	男	人	女	人	計	人
転入常用雇用者	男	人	女	人	計	人

関係書類

- (1) 新規常用雇用者及び転入常用雇用者の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- (2) 雇用保険資格取得確認通知書、厚生年金資格取得確認通知書等常用雇用者であることを確認できるもの
- (3) 新規常用雇用者及び転入常用雇用者を採用から引き続き1年以上雇用していたことを確認できるもの
- (4) その他町長が必要と認めるもの

奨励金交付決定通知書

住所

氏名

利府町企業立地促進要綱第 8 条第 1 項の規定により 年 月
日付けで申請のあった の交付については、下記
のとおり決定したので、同要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

利府町長 印

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 奨励金交付額 円

様式第 11 号(第 10 関係)

利府町指令第 号

奨励金不交付決定通知書

住所

氏名

利府町企業立地促進要綱第 8 条第 1 項の規定により 年 月
日付けで申請のあった の交付については、
下記の理由により不交付と決定したので、同要綱第 8 条第 2 項の規定に
より通知します。

年 月 日

利府町長 印

記

不交付の理由

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、利府町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

- 2 この処分については、この処分(この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、利府町を被告として(訴訟において利府町を代表する者は、利府町長となります。)、仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

利府町長 　　あて

届出人 住所

(法人にあつては主な事業所の所在地)

氏名 印

(法人にあつてはその名称及び代表者名)

奨励金交付申請変更届出書

利府町企業立地促進要綱第 8 条第 3 項の規定により下記のとおり申請した内容を変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 変更する奨励金 企業立地奨励金・雇用促進奨励金
- 6 変更内容
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 7 変更理由
- 8 関係書類

年 月 日

利府町長

あて

届出人 住所

(法人にあつては主な事業所の所在地)

氏名

印

(法人にあつてはその名称及び代表者名)

指定企業者承継届出書

利府町企業立地促進要綱第 9 条第 1 項の規定により指定企業者の地位承継の承認を受けたいので、同条第 2 項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 指定企業者名
- 4 承継した事業所の名称
- 5 承継した事業所の所在地
- 6 承継年月日
- 7 承継の理由

関係書類

承継の事実を証する書類

年 月 日

利府町長

あて

届出人 住所

(法人にあっては主な事業所の所在地)

氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者名)

事業廃止・休止届出書

下記のとおり事業を 廃止・休止 したので、利府町企業立地促進基準第 13 の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 廃止年月日又は休止期間 年 月 日
- 6 廃止又は休止の理由
- 7 関係書類